

令和5年11月15日

消費者庁総務課人事企画室

## 「消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

### （改定案）」に関する御意見募集の結果の公示について

#### 1. 意見募集対象

- 「消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

（改定案）」

#### 2. 意見募集方法の概要

##### （1）意見募集期間

令和5年7月8日から令和5年8月7日まで

##### （2）周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトに掲載

##### （3）意見提出方法

インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、電子

メール、郵送

### 3 いけん そうすう 意見総数

2 けん 件

※御意見は、その趣旨や内容を考慮の上、適宜要約又は省略をしています(したがって、別紙の項目数と上記御意見総数は一致しません。)

### 4 いけん がいよう いけん たい かんが かた 意見の概要と意見に対する考え方

べっし 別紙のとおり

「消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改定案）」

に関する意見の概要及び当該意見に対する消費者庁の考え方

意見の概要	意見に対する考え方
第7条（研修・啓発）について	
<p>「法や基本方針等」の「等」には、法、基本方針以外の何が含まれるのか？</p>	<p>例えば、「消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が含まれます。</p>
<p>障害者だけでなくその家族その他の関係者も対象とするほうがよい。</p>	<p>御指摘の点は基本方針に基づき記載したものであるため、いずれも原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>頂いた内容は、御意見として承ります。</p>
別紙第3 不当な差別的取扱いの例について	

「<sup>せいとう りゆう</sup>正当な理由があるため、<sup>ふとう さべつてきとりあつか</sup>不当な差別的取扱いに<sup>がいとう</sup>該当し

ないと<sup>かんが</sup>考えられる<sup>れい</sup>例」は<sup>すべ</sup>全て<sup>さくじょ</sup>削除すべきである。

<sup>ごしてき れいじ きほんほうしん もと</sup>御指摘の例示は基本方針に基づき<sup>きさい</sup>記載したものである

ため、いずれも<sup>げんあん</sup>原案のとおりとさせていただきます。

なお、<sup>けいさい</sup>掲載されている<sup>れい</sup>例はあくまでも<sup>れいじ</sup>例示であり、<sup>こべつ</sup>個別

の<sup>じあん</sup>事案ごとに<sup>はんだん</sup>判断することが<sup>ひつよう</sup>必要である<sup>むねきさい</sup>旨記載してい

ます。<sup>いただ</sup>頂いた<sup>ないよう</sup>内容は、<sup>ごいけん</sup>御意見として<sup>うけたまわ</sup>承ります。

## <sup>べっしだい</sup>別紙第6 <sup>ごうりてきはいりょ れい</sup>合理的配慮の例について

「<sup>ごうりてきはいりょ ていきょうぎ むいはん はん</sup>合理的配慮の提供義務違反に<sup>かんが</sup>反しないと<sup>かんが</sup>考えられる

<sup>れい</sup>例」を<sup>あ</sup>挙げる場合は、<sup>ばあい</sup>拡大<sup>かくだいかいしやく</sup>解釈されないよう<sup>じゅうぶんちゅうい</sup>十分注意し

<sup>うえ</sup>た上で<sup>しんちょう</sup>慎重に<sup>おこな</sup>行うべきである。

<sup>ごしてき れいじ きほんほうしん もと</sup>御指摘の例示は基本方針に基づき<sup>きさい</sup>記載したものである

ため、いずれも<sup>げんあん</sup>原案のとおりとさせていただきます。

なお、<sup>けいさい</sup>掲載されている<sup>れい</sup>例はあくまでも<sup>れいじ</sup>例示であり、<sup>こべつ</sup>個別

の<sup>じあん</sup>事案ごとに<sup>はんだん</sup>判断することが<sup>ひつよう</sup>必要である<sup>むねきさい</sup>旨記載してい

ます。<sup>いただ</sup>頂いた<sup>ないよう</sup>内容は、<sup>ごいけん</sup>御意見として<sup>うけたまわ</sup>承ります。